



福岡医発第 390 号（地）

平成 28 年 4 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

全国健康保険協会が実施する生活習慣病にかかる
重症化予防事業の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全国健康保険協会(以下、「協会けんぽ」という)が実施する生活習慣病にかかる重症化予防事業については、平成25年10月1日付け福岡医発第1631号（地）の文書をもって、貴会宛てにご連絡申し上げたところであります。

今般、平成28年度においても引き続き当該事業を実施する旨、日本医師会を通じて情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、別紙1のとおり、協会けんぽが35歳以上75歳未満の被保険者を対象に実施している「生活習慣病予防健診」を受診した者のうち、一定の基準に該当する者に対し、かかりつけ医への受診勧奨を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ27)

平成28年4月21日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕

全国健康保険協会が実施する生活習慣病にかかる
重症化予防事業の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全国健康保険協会(以下、「協会けんぽ」という)が実施する生活習慣病にかかる重症化予防事業については、平成25年9月26日付(地Ⅲ114)の文書をもって、都道府県医師会、郡市区医師会宛てにご連絡申し上げたところであります。

今般、平成28年度においても引き続き当該事業を実施する旨、本会に対して情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、別紙1のとおり、協会けんぽが35歳以上75歳未満の被保険者を対象に実施している「生活習慣病予防健診」を受診した者のうち、一定の基準に該当する者に対し、かかりつけ医への受診勧奨を行うこととされております。

なお、今年度においては当該事業の実施支部が47都道府県に拡大されることとなっております。

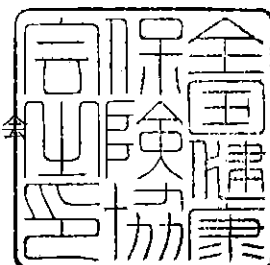
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただきますとともに、該当地域におきましては、貴会管下郡市区医師会、および関係会員等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

協保発第160419-02号

平成28年4月19日

公益社団法人 日本医師会 御中

全国健康保険協会



生活習慣病にかかる重症化予防事業の推進について

平素より、全国健康保険協会の運営につきましては、格段のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

全国健康保険協会は、加入者の方々の健康づくり及び生活習慣病の予防を推進するため、平成25年9月に、協発130925-05号「生活習慣病にかかる重症化予防事業の推進について」でご連絡しましたとおり、平成25年10月より、生活習慣病予防健診の血圧値・血糖値で要治療と判定されながら、速やかに医療機関を受診していない方々へ、かかりつけ医への受診勧奨を実施しております。

平成28年3月末までに、平成25・26年度の健診受診者については、それぞれ約24万人の方々へ、平成27年度（4～9月）の健診受診者については約13万人の方々へ通知を送付している状況です。

こうしたなか、受診勧奨の対象となられた方々の中には、生活習慣病の重症化により入院されている方々もおられるなど、本事業は非常に緊急性の高い事業であり、こうした方々への受診勧奨をより一層推進し、加入者の方々の健康の保持増進を進めていく必要があると考えております。

つきましては、引き続き本事業を別紙1のとおり実施していくとともに、平成28年度においては、全支部で本事業に取り組むこととなりますので、何卒ご配慮いただきますようお願いいたします。

28年度 協会けんぽにおける重症化予防事業の取組みについて

1. 事業概要

生活習慣病予防健診（※）の結果データの中で、血圧値・血糖値が要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対して、かかりつけ医への受診勧奨を実施する。

※全国健康保険協会が実施（費用の一部負担）しており、全国健康保険協会の被保険者（35歳以上75歳未満）が受診することができる。

2. 一次勧奨（47都道府県の支部で実施）

※27年度は46都道府県の支部で実施（福岡支部では独自の方法で実施）

(1) 対象者

- ・40歳以上75歳未満の生活習慣病予防健診受診者（被保険者）

※28年度の下期以降は対象年齢を35歳以上75歳未満とする予定

- ・以下の基準のいずれかひとつでも該当する者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dl 以上	6.5%以上(NGSP 値)

- ・健診受診前月及び健診受診後3カ月以内に医療機関を未受診の者

(2) 実施方法

- ・協会本部において、一次勧奨通知を一斉発送し、問合せ先は各都道府県の支部とする。
なお、問合せ先は、対象者が受診した健診機関の所在地を管轄する支部とする。

(3) 28年度の通知発送スケジュール

通知 発送日	初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回
	5/6	5/31	6/30	7/29	8/31	9/30	10/31	11/30	1/6	1/31	2/28	3/31

※7回から12回については予定です。

3. 二次勧奨（47都道府県の支部で実施）

※27年度は43都道府県の支部で実施（静岡、愛知、香川、福岡支部では独自の方法で実施）

(1) 対象者

- ・一次勧奨対象者の内、以下の基準のいずれかひとつでも該当する者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
180mmHg 以上	110mmHg 以上	160mg/dl 以上	8.4%以上(NGSP 値)

(2) 実施方法

- ・一次勧奨通知送付後、協会支部において電話または文書等により実施